

本会員規約をよくお読みいただいたうえで、ご利用ください

NC-JCB カード会員規約

株式会社エヌシーおおだて

第1条(会員資格)

会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社エヌシーおおだて(以下「当社」という)に入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条(カード発行と管理・規約の承認・カード有効期限)

- (1)当社は、会員一名につき、一枚のカードを発行し貸与します。会員には善良なる管理者の注意をもって、カードを利用、管理していただきます。なお、カードの所有権は当社に属します。
- (2)会員は、当社よりカードを貸与されたときは、本規約承認の上、直ちにカード裏面の署名欄に本人署名をしていただきます。会員が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切断した上で当社に返却するものとします。
- (3)カードは、カードの表面に会員名が印字された本人に限り利用でき、他の者に譲渡、貸与または担保として提供するなど、カードの占有を第三者に移転すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることは一切できません。
- (4)会員は、会員番号およびカードの有効期限およびセキュリティコードについての情報を本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させることはできません。
- (5)前各項のいずれかに違反してカードが利用された場合、そのために生ずる一切の支払いや損害については、すべて会員の責任となります。
- (6)カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード表面に西暦で月、年の順に記載したその月の末日までとします。当社が引き続き会員として認める場合は、当社所定の時期に更新するものとします。
- (7)カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用します。

第3条(カードの利用可能枠)

- (1)「ショッピング利用可能枠」および「キャッシング利用可能枠」は、当社が定めた金額以内とします。
- (2)「ショッピング利用可能枠」は、割賦販売法に定める「包括可能見込額」の範囲内で、同法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引(以下「割賦取引」といいます)の利用可能枠(以下「割賦利用可能枠」といいます)を定めます。会員はショッピングに関する分割払い・ボーナス一括払い・ボーナス二回払い・リボルビング払いをする場合、未決済合計額が「割賦利用可能枠」を超えてはならないものとします。
- (3)「割賦利用可能枠」について、当社は法令等に定められた手続きに従い、増額または減額できるものとします。
- (4)「キャッシング利用可能枠」は、貸金業法に定める範囲内で当社が与信した金額とします。
- (5)「ショッピング利用可能枠」、「割賦利用可能枠」、「キャッシング利用可能枠」について、当社はカードの利用状況その他の事情を勘案して増額することができ、また必要と認めた場合はこれを減額することができるものとします。但し、「キャッシング利用可能枠」の増額については会員が要請し、かつ当社がこれを認めた場合に限りします。
- (6)会員は、当社が承認した場合を除き、(1)の利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。万一 当社の承認を得ずにこの利用可能枠を超えてカードを利用した場合、この利用可能枠を超えた金額は、一括して直ちにお支払いいただきます。
- (7)当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
- (8)当社は、会員の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出

を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。その際、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。

第4条(年会費)

会員は、当社に対し毎年所定の時期に所定の年会費を支払うものとします。なお、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。また当社所定の時期に会員から当社所定の年会費の支払いがない場合にはカード利用の停止または会員資格を取り消す場合があります。

第5条(暗証番号)

- (1)会員は、所定の方法によりカードの暗証番号を登録していただきます。但し、会員からの申し出がない場合、または会員から申し出られた暗証番号につき当社が暗証番号として不適切と判断した場合は、当社所定の方法により暗証番号を登録するものとします。
- (2)会員は、暗証番号につき生年月日や電話番号等他人から類推されやすい番号を避け、また他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (3)使用されたカードの暗証番号が当社に登録された暗証番号と一致していることを確認し、当該利用者を本人として取り扱った場合は、カード・暗証番号等に事故があっても、そのために生じた損害については、当社はその責任を負いません。
- (4)カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、そのために生じた損害については会員の責任となります。但し、カードの管理および登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。
- (5)ICカード所持会員が暗証番号を変更する場合は、カードを再発行するものとします。
- (6)会員は当社に登録している会員本人の暗証番号を確認することができます。当社は会員本人の申し出により所定の方法にて暗証番号を通知するものとします。

第6条(カード紛失・盗難等による責任区分)

- (1)カードもしくはカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカードまたはカード情報の利用により発生するすべての債務について支払いの責を負うものとします。
- (2)会員は、カードもしくはカード情報が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出していただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
- (3)偽造カードの使用に係る債務については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
- (4)前項(3)にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務について本会員が支払いの責を負うものとします。
- (5)いわゆるフィッシング詐欺およびネット詐欺サイトにおいて、会員の不注意により、会員自らがカード情報を入力したことに起因する第三者による不正利用が発生した場合、会員はこれにより発生したすべての債務について支払いの責を負うものとします。
- (6)カード利用の際、会員の携帯電話にSMSにて送信されるワンタイムパスワードが使用されたときは、パスワードについて盗用その他事故があっても、そのために生じる一切の債務について会員が支払の責を負うものとします。
- (7)当社は、カードまたはカード情報が第三者によって拾得または詐取される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。
- (8)カードの紛失・盗難の場合において、会員が紛失・盗難の事実を所轄の

警察署に届け出、当社所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合は、届け出の前60日後60日計121日間に起こった不正利用におけるカード利用代金にかかる支払いを免除します。

(9)前項(8)にかかわらず次の事項に一つでも該当する場合は、会員の支払いは免除されないものとします。①紛失・盗難が会員の故意または重大な過失によって生じた場合②会員の家族、同居人、その他会員の関係者が紛失・盗難に関与し、または不正に利用した場合③戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に生じた紛失・盗難の場合④会員が本規約に違反している状況において生じた紛失・盗難の場合⑤会員が当社の請求する書類を提出しなかった場合、または当社等が行う被害状況の調査に協力しない場合⑥カード裏面に会員自らの署名がない場合⑦カード利用の際に使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合⑧紛失・盗難または被害状況の届け出内容が虚偽である場合⑨但し、本項各号において会員に責任がないと当社が認めた場合は、各号の限りではない。

第7条(退会・会員資格の喪失)

(1)会員が都合により退会するときは、当社宛てにその旨を届け出ることにより退会できるものとします。

(2)当社は会員が第9条のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失させることができるものとします。この場合会員は、当社に対して直ちにカードを返却するものとし、当社に対する債務の全額を弁済するものとします。

(3)前項(1)(2)の場合、会員は、カードを直ちに当社に返却するか、カード磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ廃棄するものとします。

(4)会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責めを負うものとします。

(5)会員が当社の定める期間カードを利用しない場合、当社は会員に通知することなくカードの使用停止または会員資格を喪失することができるものとします。

第8条(個人情報の収集・保有・利用・委託)

(1)会員および入会申込者(以下併せて「会員等」という。)は、本規約に基づくカード取引契約(契約の申込みを含む。以下同じ。)を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。①入会申込時や入会後に会員等が届け出た、会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況の事項②入会申込日、入会承認日、ご利用可能枠等、本規約に基づくカード取引契約に関する事項③本規約に基づくカード取引の利用状況、支払状況④本規約に基づくカード取引に関する会員等の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況⑤会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項⑥「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

(2)当社が当社のクレジット関連事務(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)および債権管理業務、または当社の事業における事務等を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む。)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、前項(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に提供し当該企業が利用することがあります。

(3)会員等は、当社が次の目的のために個人情報を利用することに同意します。①カードの基本的な機能や付帯サービスの提供②当社のクレジット関連事業またはライフスタイル提案における市場調査、商品開発③会員に対する宣伝物、印刷物の送付による営業案内やライフスタイル提案、または当社が適切と判断した企業のさまざまな商品情報、サービス情報その他の営業案内もしくは情報提供。但し、会員は、送付中止等の申し出ができるものとします。

第9条(期限の利益喪失)

(1)会員は次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約に基づく債務を含む当社との取引の一切の債務について当然に期限の利益を失い(但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します)、直ちに当社に対する未払債務をお支払いいただきます。但し、①の場合において、当社が信用に関しなないと認め通知したときは、期限の利益は失われないものとします。①支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅延した場合。但し、第30条に定める分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二回払いの分割支払金、またはリボルビング払いの弁済金支払いについては支払いを遅延し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合②自ら振出しもしくは引受けた手形、小切手が不渡りになった場合、または一般の支払いを停止した場合③会員については、支払いの停止、破産、民事再生、民事調停など、債務整理のため法的措置等の申立があった場合、または差押、仮差押、銀行取引停止などの措置を受けた場合④当社が所有権を留保した商品の質入、譲渡、貸借、その他当社の所有権を侵害する行為をした場合⑤会員が死亡した場合⑥当社に通~~知~~せず住所を変更し、当社にとって所在不明となった場合

第10条(返済金の充当順位)

(1)会員のお支払いいただいた金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員からの申し出がない限り、特に通知なくして、法律で認められる範囲において当社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務に充当しても異議がないものとします。但し、リボルビング払いの支払い停止の抗弁に係わる債務については、割賦販売法30条の5の規定によるものとする。

(2)会員が振込払いなどにより支払いした金額が、支払うべき金額を超えている場合または口座振替により支払いした金額と重複している場合については、任意の入金とみなし当社所定の方法により残債務に充当することに同意するものとします。

第11条(費用等の負担)

(1)会員は、金融機関およびコンビニエンスストア等の振込払いにより支払う場合の払込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税は会員の負担といたします。

(2)印紙代など弁済契約締結に要する費用ならびに支払督促申立費用、送達費用など法的措置に要する費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。

(3)会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が増額される場合は、会員は、当該公租公課相当額または当該増加額を負担するものとします。

(4)会員の責により、または当社への連絡なく会員より当社への過剰の入金があった場合、当社から会員の指定口座へ返金する際の金融機関に支払う振込手数料、もしくは返金に際する一切の費用・手数料等は会員の負担といたします。

第12条(カードの再発行)

カードは原則として再発行しないものとします。但し、紛失・盗難・毀損・滅失等により当社が特別に認めた場合は、この限りではありません。この場合、会員は、当社所定の再発行手数料(消費税等を含む)を負担するものとします。

第13条(カードの利用・貸与の停止・法的措置・会員資格取消し・カードの差替えなど)

(1)会員が、支払いを怠るなど本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用等会員のカード利用状況について不適当または不審と当社が認めた場合、またはクレジットカードの不正使用の被害を回避するため、当社は会員に通知することなく、会員が所持している当社が発行するすべてのカードに対して次の措置をとることができます。この場合および(3)に定める場合、会員は、カードを利用することができません。万一利用した場合は、直ちにお支

払いいただきます。なお、このうち③については事後に会員に通知します。

- ①カードの利用断り
- ②カードの利用停止
- ③カード貸与の停止によるカードの返却請求もしくは回収
- ④加盟店などに対する当該カードの無効通知
- ⑤当社が特定する加盟店における利用制限
- ⑥当社が必要と認めた法的措置

(2)前項(1)の措置は、加盟店を通じて行われる他、当社所定の方法によるものとします。

(3)当社は、会員が第9条(1)(2)のいずれかの事由に該当した場合、入会時に虚偽の申告があったときなど当社が会員として不適切と認めた場合は、会員資格を取消すことができ、加盟店などに当該カードの無効を通知または登録することがあります。この場合はその旨会員に通知するものとします。

(4)前項(3)の場合、会員は、カードを直接当社宛てもしくは加盟店を通じて直ちに当社に返却し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務をお支払いいただきます。

(5)当社は、信用情報機関等の情報を参考に会員の信用状況が著しく悪化または悪化のおそれがあると当社が判断した場合、当社は、カードの利用を停止することができます。

(6)不正使用の被害を回避するために、当社が必要と認めた場合、会員はカードの利用制限およびカードの差替えに協力するものとします。

(7)会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、

(8)カードの利用を停止することがあります。

- ①会員が、貸金業法または日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の提出依頼を拒否した場合
 - ②会員の利用可能枠、当社と他の契約に基づく借入残高、および他の貸金業者からの借入残高の合計額が、給与およびこれに類する定期的な収入の年間合計額の三分の一を超えた場合
 - ③当社に対する支払いが遅延または、遅延するおそれがある場合
- (8)本条の規定により会員に損害が生じた場合でも当社は何ら責任を負いません。

第14条(信用情報機関への登録・利用)

(1)当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、契約者および当該契約者の配偶者の個人情報に登録されている場合には、契約者の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。

(2)契約者および当該契約者の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約者および当該契約者の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査の為に利用されることに同意します。

項 目	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
①本契約に係わる申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間
②本契約に係わる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面その他の方法により通知し、同意を得るものとします。

○株式会社シー・アイ・シー(貸金業法並びに割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先:0120-810-41 ホームページアドレス:<https://www.cic.co.jp>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

(4)当社が加盟する個人情報情報機関((株)シー・アイ・シー)と提携する個人情報情報機関は次の通りです。

1) 全国銀行個人情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

お問い合わせ先:03-3214-5020

ホームページアドレス:<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は上記の同社ホームページをご覧ください。

2) 株式会社日本信用情報機構

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10-14

住友不動産上野ビル5号館

3) お問い合わせ先:0570-055-955

ホームページアドレス:<https://www.jicc.co.jp/>

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

(5)前項(3)に記載されている当社が加盟する個人情報情報機関(株式会社シー・アイ・シー)に登録する情報は次の通りです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、およびその数量、回数、期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報等。

第15条(個人情報の公的機関への提供)

会員等は、当社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、当社が本規約に基づくカード取引契約を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

第16条(個人情報の開示・訂正・削除)

会員等は、当社および当社が加盟する個人情報情報機関に個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第17条(個人情報の取り扱いに関する不同意の場合)

当社は、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合、および内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手続をとることがあります。但し、本規約第8条(3)による同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会手続をとることはありません。

第18条(本規約に基づくカード取引契約が不成立の場合)

本規約に基づくカード取引契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第13条、第14条、第15条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第19条(問合せ窓口)

会員等の個人情報に関するお問合せや開示・訂正・削除またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、当社のお客さま相談室までお願いします。

第20条(犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の同意)

会員は、当社から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます)に基づき取引時確認(本人特定事項等確認)を

求められることに関して、以下の内容に同意するものとします。

- ①当社から運転免許証等の公的証明書または、その写し(以下これらを総称して「本人確認書類」といいます)の提示・提出を求められたときは、これに協力すること
- ②提示・提出した本人確認書類は当社がその内容を確認し、取引に確認に関する記録簿を作成すること
- ③提出した本人確認書類は、当社が認めた場合を除き返却されないこと
- ④取引時確認業務にご協力いただけないときは当社は入会をお断りし、あるいはカードの利用をお断りすること
- ⑤犯罪収益移転防止法に規定する国家元首、必要な地位を占める者もしくはこれらの者であった者またはその者の家族に該当する場合または該当することとなった場合は、当社指定の方法により遅滞なく届出をすること

第21条(届出事項の変更)

- (1)会員は、当社に届け出た住所、氏名、勤務先、その他会員属性情報、指定預金口座等について変更があった場合は、所定の届出書により当社に届けるものとします。
- (2)前項(1)の届出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または不送達になっても、通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、前項(1)の住所、氏名の変更の届出を行わなかったことについて止むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
- (3)(1)の変更届出がなされていない場合といえども、当社が適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る(1)の変更届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は、当社の当該取扱いにつき意義を述べないものとします。
ただ、会員は、当社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。

第22条(反社会的勢力の排除)

- (1)会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号にいずれも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどして関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2)会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3)会員が(1)各号のいずれかに該当し、もしくは前項の各号に該当する行為をし、または(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、当然に会員資格を喪失し当社から請求が有り次第、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

また、それにより会員に損害が生じた場合でも当社に何ら請求をしないことはもとより、当社に損害が生じたときは会員等がその責任を負います。

第23条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令などの適用)

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される諸法令により一定の手続きを必要とする場合にはその要求に応じて手続きをとるものとします。また、これらの諸法令の定めるところに従い、国外でのカードの利用の制限、もしくは停止の措置に応じるものとします。

第24条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第25条(規約の変更)

(1)本規約を変更する場合は、当社所定の方法でお知らせいたします。なお当社からその内容をお知らせした後に、本会員が本カードを使用したときまたは3ヶ月以内に異議を述べない場合は、本会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議のないものとします。

(2)会員が本規約を承認しない場合には、本会員または当社から解約することができるとし、カード利用開始前にカードを切断したうえで、当社所定の手続きにより退会するものとします。

第26条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社を管轄する大館簡易裁判所または秋田地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第27条(協議事項)

この規約を適用することについて、疑義が生じたときは会員と当社の間で誠意をもって協議し、解決するものとします。

カードショッピング条項

第28条(カードショッピング利用方法)

(1)会員は、次の①から③に記載した加盟店(以下「加盟店」と称します)にカードを提示し、所定の売上票などに会員自身が署名を行うことによって、商品、権利の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。但し、②の日本国外の加盟店では、加盟店によっては利用できない場合があります。なお、売上票などへの署名に代えて加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作するなど所定の手続きにより、同様のことができます。

①当社が契約した加盟店

②株式会社ジェーシービー(以下JCBという)が契約した国内・国外加盟店および当社またはJCBと提携したクレジットカード会社(以下「提携カード会社」という)が契約した加盟店

③その他当社が認める加盟店

③前項(1)の規定にかかわらず、通信販売などカード利用方法を当社および、JCBの提携する加盟店のいずれかが別に定めた場合には、会員は、これらの方法によるものとし、この場合にはカードの提示、署名などを省略することができます。

④通信料金等当社またはJCB所定の継続的サービスについては、当社またはJCBが適当と認めた場合、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該サービスの提供を継続的に受けることができます。この場合、会員は、当該加盟店の要請により会員番号等の変更情報等が、当社またはJCBから加盟店に通知されることを予め承認するものとします。なお、また会員は、退会や会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。

⑤ショッピングの1回あたりの利用可能枠は、日本国内および国外とも当社の決めた金額とします。なお、利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この利用可能枠を超えて利用することができます。

⑥カードの利用に際して、利用金額、購入商品、権利や提供を受けるサービスによっては、当社の承認が必要となります。また、当社はインターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的としたショ

ッピング取引におけるカード利用など、会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断りすることがあります。また一部商品(貴金属・金券類等)については、利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。さらにクレジットカードで現行紙幣・貨幣を購入することも同項の趣旨に鑑み禁止いたします。

(6) 当社は、不正使用を回避するため当社はJCBが必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカード利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、この際、会員は、この調査に協力するものとします。また当社は、会員のカード利用内容について会員に照会させていただくことがあります。

(7) 当社は、カード利用による代金を会員に代って加盟店に立替払いするものとします。会員がカード利用により購入した商品の所有権は、当社が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、会員の当該代金完済まで当社に留保されるものとします。

(8) JCBは当社に代って前項の支払いをすることができるものとし、JCBが支払いをする場合は、ショッピングおよび支払いに関する会員規約については当社をJCBと読み替えるものとします。

第29条(所有権留保に伴う特約)

会員は、カード利用により購入した商品の所有権は当社が加盟店に立替払いした時点で、当該加盟店より当社に移転することをあらかじめ承諾するものとします。当該商品にかかわる債務の完済まで当該商品の所有権は、当社に留保されることを認め、次の事項を遵守するものとします。

(1) 会員は、善良なる管理者の注意をもって当該商品を管理し、質入、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。

(2) 会員は、当該商品の所有権が第三者から侵害されるおそれのある場合は、速やかに当社に連絡するとともに当社が当該商品を所有していることを主張、証明してその排除に努めること。

(3) 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピング枠を利用することはできません。

第30条(カードショッピングの分割手数料・支払方法)

(1) カードショッピングの支払金の支払いは、一括払い、二回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払、ボーナス二回払い、リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の都度指定した方法によるものとします。但し、一括払い以外の支払方法については、一部の加盟店で利用できない場合があります。

(2) 会員が日本国外で利用した場合は前項の規定にかかわらず、その支払方法は原則として一括払いになるものとします。

(3) カードショッピングの利用代金は毎月月末に締切り、翌月から毎月会員が指定した支払方法の約定支払日に支払うものとします。

(4) 会員は(1)の各支払方法の利用代金および手数料を以下のとおり支払うものとします。

① 一括払い: 締切日の翌月約定支払日に利用代金全額を一括してお支払いいただきます。手数料はかかりません。

② 二回払い: 利用代金(現金価格)の半額(分割支払金端数は初回分に算入)をそれぞれ締切日の翌月の約定支払日と翌々月の約定支払日にお支払いいただきます。手数料はかかりません。

③ ボーナス一括払い: ボーナス月(夏季7月、冬季12月の約定支払日に利用代金(現金価格)全額を一括してお支払いいただきます。手数料はかかりません。

④ ボーナス二回払い: 利用代金(現金価格)と分割払い手数料を合算した額の半額(分割支払金端数は初回分に算入)をそれぞれボーナス月(夏季7月・冬季12月)の約定支払日にお支払いいただきます。分割手数料は利用代金(現金価格)に5.0%を乗じた額とします。

利用期間	支払月		支払期間(ヵ月)	実質年率(%)
12月1日～6月30日	7月	12月	8～12	6.92～16.28
7月1日～11月30日	12月	7月	6～12	6.92～9.99

支払回数(回)	利用代金100円当たりの分割払い手数料の額(円)
2	5.00

支払総額の具体的算定例は、下記のとおりとなります。

利用代金(現金価格)10万円の場合

分割手数料 $100,000円 \times (5.0円/100円) = 5,000円$

支払総額 $100,000円 + 5,000円 = 105,000円$

分割支払金 $105,000円 \div 2回 = 52,500円$

⑤分割払い

締切日(月末日)翌月の約定支払日より利用代金(現金価格)に分割払い手数料を加算した金額(支払総額)を均等分割した金額(分割支払金)をお支払いいただきます。支払回数、分割払い手数料の料率(実質年率)は下記表に基づくものとします。

<分割払いの支払回数、支払期間と分割払い手数料算出表>

支払回数	2	3	5	6	10	12	15
支払期間(ヵ月)	2	3	5	6	10	12	15
分割払い手数料率(実質年率(%))	-	14.34	15.86	16.27	17.09	17.27	17.41
分割代金100円当たりの分割払い手数料の額(円)	-	2.40	4.00	4.80	8.00	9.60	12.00

支払回数	20	24	30	36
支払期間(ヵ月)	20	24	30	36
分割払い手数料率(実質年率(%))	17.48	17.46	17.37	17.25
分割代金100円当たりの分割払い手数料の額(円)	16.00	19.20	24.00	28.80

※分割払い手数料総額の1円未満の端数は切捨てます。

支払総額の具体的算定例は、下記のとおりとなります。

利用代金(現金価格)10万円、10回払いの場合

分割手数料 $100,000円 \times (8.0円/100円) = 8,000円$

支払総額 $100,000円 + 8,000円 = 108,000円$

分割支払金 $108,000円 \div 10回 = 10,800円$

※月々の分割支払金は10円単位とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。

⑥リボルビング払い

<お支払額(元金)>

(1)申込時に選択された支払コースに応じて、カード利用があったときの締切日(月末日)残高により定められた下記別表のお支払額を元金としてお支払いいただきます。

(2)カードの新たなご利用がない月は、前月と同額のお支払額をお支払いいただきます。残高がお支払額に満たない場合は、その残高をお支払いいただきます。

<包括信用購入あっせんの手数料>

(1)包括信用購入あっせんの手数料は、締切日(月末日)翌月から約定支払日までの月利計算とします(1円未満の端数は切捨て)。

(2)料率は実質年率9.84%です。ただし、料率は金融情勢の変化などにより変更することがあります。なお、変更後の料率は第25条の規定にかかわらず、その適用日から利用残高全額に適用されるものとします。

＜リボルビング払い(ショッピング)のお支払い額算出表＞

ご利用のあった ときの締切残高	月々のお支払額			
	基本	その他		
	Aコース 実質年率 9.84%	Bコース 実質年率 9.84%	Cコース 実質年率 9.84%	Dコース 実質年率 9.84%
1～100,000円	3,000 円	5,000 円	7,000 円	10,000 円
100,001～300,000円	5,000 円	7,000 円	10,000 円	15,000 円
300,001～400,000円	7,000 円	10,000 円	12,000 円	17,000 円
400,001～500,000円	10,000 円	12,000 円	15,000 円	20,000 円
500,001～700,000円	12,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円
700,000円以上	15,000 円	20,000 円	25,000 円	30,000 円

弁済金の具体的算定例は、下記のとおりとなります。

(支払いコースがDコースで8月1日から8月31日までに10万円ご利用された場合で、かつ9月1日から9月30日までの間、新規ご利用がない場合)

(1)9月30日の弁済金

締切日残高 100,000円

弁済金 10,000円(リボルビング払いのお支払額算出表より)

弁済金内訳)

包括信用購入あっせんの手数料充当額

① $100,000円 \times 9.84\% \div 12ヵ月 = 820円$

元金充当額

② $10,000円 - 820円(上記①) = 9,180円$

弁済金:① + ② = 10,000円 弁済後残元金:90,820円

(2)10月30日の弁済金

締切日残高 90,820円

弁済金 10,000円(リボルビング払いのお支払額算出表より)

弁済金内訳)

包括信用購入あっせんの手数料充当額

① $90,820円 \times 9.84\% \div 12ヵ月 = 744円$

元金充当額

② $10,000円 - 744円(上記①) = 9,256円$

弁済金:① + ② = 10,000円 弁済後残元金:81,564円

＜お支払い方法の変更サービス＞

お支払い方法の変更を申出られ、当社が認めた場合は締切日現在の一括払いご利用分を分割払い、またはリボルビング払いに変更することができます。この場合、新たにリボルビング払いでお支払いいただく弁済金は締切日の残高および変更した一括払いの合計額を基礎として計算します。

第31条(遅延損害金)

(1)会員が債務の履行を延滞したときは、支払期限の翌日から支払日に到るまで、当該支払額に対し年 14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。但し、当該利用代金の支払方法が一括払い・リボルビング払い以外の支払方法である場合には、当該損害金は当該利用にかかる残債務の全額に対し、割賦販売法第30条の3第2項に定める法定利率を超えないものとします。

(2)会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、一括払い・リボルビング払いにかかる残債務の全額に対しては14.6%を乗じた額の遅延損害金を、二回払い・ボーナス一括払・ボーナス二回払い・分割払いについては当該債務に対して割賦販売法第30条の3第2項に定める法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(3)前項(1)(2)いずれの場合も、初回延滞時に限り、約定支払日翌日から10日目までにご返済があった場合、前項(1)(2)の遅延損害金をいただきません。但し、延滞後11日目以降については前項(1)(2)に準ずるものとします。

第32条(商品の引取および評価・充当)

- (1) 会員が期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき当該商品を引き取ることができるものとします。
- (2) 会員は、当社が前項(1)により当該商品を引き取ったときは、会員と当社が協議のうえ決定した相当な商品価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員と当社の間で直ちに精算するものとします。

第33条(見本・カタログなどと現物の相違)

会員が、見本、カタログなどにより申込みをした場合において引渡され、または提供された商品、権利、サービスが、見本、カタログなどと相違しているときは会員は加盟店に商品等の交換、または再提供を申し出るか、または当該売買契約もしくは提供契約を解除することができるものとします。

第34条(支払い停止の抗弁)

- (1) 会員は、次の各号の事由が存するときは、割賦販売法の規定に基づき、かつ当該規定の範囲内で、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品またはサービスもしくは権利について支払いを停止することができるものとします。
- ① 商品の引渡し、権利の移転またはサービスの提供がなされないとき。
 - ② 商品等に破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)があるとき。
 - ③ その他商品・権利の販売またはサービスの提供について、加盟店に対して生じている事由があるとき。
- (2) 当社は、会員が前項(1)の支払い停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- (3) 会員は、前項(2)の申し出をするときは、予め(1)各号の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4) 会員は、(2)の申し出をしたときは、速やかに(1)の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこ)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が(1)の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- (5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
- ① 売買契約・サービス提供契約の目的・内容が会員にとって営業のためのものであるとき(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に係るものを除く)
 - ② 支払方法がリボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係わる現金価格が3万8千円に満たないとき。また支払方法が二回払い、ボーナス払い、分割払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
 - ③ 会員による支払い停止が信義に反すると認められるとき
 - ④ 会員の指定した支払方法が翌月1回払であるとき
 - ⑤ 割賦販売法に定める指定権利以外の権利であるとき
- (6) 会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から(1)による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払いを継続するものとします。

第35条(分割払いの早期完済の場合の特約)

会員が、約定支払期間の途中で分割支払金全額の支払いを完了した場合は、当社は当社所定の計算方法(78分法)により算出された期限未到来の分割払い手数料のうち当社所定の割合による金額の払い戻しをします。

第36条(キャッシングサービスの利用)

- (1)会員は、当社より次のいずれかの方法により金銭の借入(以下キャッシングという)を受けることができますものとします。
- ①当社事務所窓口へ来店し、直接キャッシングサービスを申し込む方法
 - ②当社提携先金融機関ATMまたは提携先コンビニエンスストア設置ATMによる利用
 - ③JCBと提携した金融機関などの日本国外の本支店またはATM
 - ④会員が当社へ電話により所定の申込みをした場合
- (2)キャッシングサービスは当社が認めた会員のみサービスを受けることができますものとします。
- (3)キャッシングサービスの利用可能枠は当社の定める金額とし、利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスを利用することができます。

第37条(カードキャッシングの支払金の支払方法)

- (1)カードキャッシングの融資残高は、毎月約定支払日に締切り、翌月から会員が予め指定した方法により支払うものとします。なお、日本国外での利用分については事務の都合により、翌々月以降からお支払いいただくことがあります。
- (2)キャッシングサービスの利用による融資金は1万円単位とし支払方法および利息は次のとおりとします。カードキャッシングの融資金の支払回数は下記の条件のうちから、会員が利用の都度指定するものとします。
- なお、日本国外でのキャッシングサービスの利用は一括払いとし手数料は融資金額に一括払い所定の利率を乗じた額を手数料とします。
- ①一括払い：返済回数：1回 / 返済期間 借入日から2ヵ月以内
実質年率 15.00%～18.00%
 - ②分割払い：返済回数：2回～30回 / 返済期間 2～30ヵ月
実質年率 15.00%～18.00%
 - ③残高スライド元利定額リボルビング払い(以下「リボルビング払い」という)
返済回数：最長59回 / 返済期間 最長59ヵ月
実質年率 15.00%～18.00%

＜リボルビング払い(キャッシング)お支払額算出表＞

ご利用のあった ときの締切残高	月々のお支払額			
	基本	その他		
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
1～100,000円	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円
100,001～300,000円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円
300,001～400,000円	15,000 円	20,000 円	25,000 円	30,000 円
400,001～500,000円	20,000 円	25,000 円	30,000 円	35,000 円
500,001～700,000円	25,000 円	30,000 円	35,000 円	40,000 円
700,001～1,000,000円	30,000 円	35,000 円	40,000 円	45,000 円

- (3)リボルビング払いを指定した場合、締切日(約定支払日)における利用残高に応じて上記「リボルビング払いお支払額算出表」により定められた金額(元利金)を支払うものとします。但し、支払金が上記算出表のお支払金額以下となる場合は、当該支払金全額を一括で支払うものとします。
- (4)(2)の利率は、金融情勢の変化などにより変更されることがあります。なお、変更後の利率は第37条の規定にかかわらず変更日以降に利用された借入金に対し適当されるものとします。利率の変更について当社から変更内容を通知した後は、リボルビング払いの利率はその時点におけるリボルビング利用残高の全額に対して変更後の利率が適用されるものとします。
- (5)リボルビング払いに限り、毎月の上記算出表各コース支払額に一定額(5,000円単位)を増額加算し、ご返済することが可能です。この場合、会員は予め当社に対し、所定の届出を行うものとします。

- (6)当社は会員へのキャッシングサービス利用代金の請求を当社が提携しているJCBより請求する場合があります。
- (7)会員は、会員が予め指定した支払方法によりお支払いいただきます。
- (8)会員は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について支払う義務はありません。
- (9)約定支払日に万一、金融機関の事情等により口座振替による支払いが出来ない場合は、別途当社の定める方法によりお支払いいただきます。また会員は、当社に協力して口座振替ができるように努めるものとします。
- (10)会員がカードキャッシングの支払金を口座振替および振込払いにより支払った場合、領収証の発行はいたしません。但し、会員から請求があった場合、および持参払いの入金などの場合は、領収証を発行いたします。
- (11)会員は、約定支払期間の途中で残代金を一括して支払うことができます。この場合、当社所定の方法によるものとします。また、リボルビング払いにおいては任意増額払いも可能です。

第38条(現金自動預払機等(ATM)利用時の手数料)

- (1)会員は、当社が提携する金融機関等が設置しているATM、または提携先コンビニエンスストア設置ATM等でキャッシングサービスを利用した場合、次の手数料を支払うものとします。
- ①利用金額が1万円以下の場合： 110円
- ②利用金額が1万円を超える場合： 220円

第39条(遅延損害金)

会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日より支払日に至るまで当該支払金に対し年20.00%、また期限の利益喪失の場合は、未払債務(元本分)に対して期限の利益喪失の日の翌日より完済の日に至るまで年20.00%の遅延損害金を当社に支払うものとします。但し、初回延滞時に限り、約定支払日翌日から10日目までにご返済があった場合は遅延損害金をいたしません。但し、延滞後11日目以降についてはこの限りではありません。

第40条(キャッシングサービスにおける書面の同意)

- (1)会員は、当社が貸金業法第17条(契約締結時の書面の交付)6項の規定に基づき、同条1項の規定による書面の交付に代えて、極度方式貸付けに関する契約の一定期間における貸付けおよび返済その他の取引の状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付することを予め同意するものとします。
- (2)会員は、当社が貸金業法第18条(受取証書の交付)3項の規定に基づき同条1項の規定による書面の交付に代えて、極度方式貸付けに関する契約による債権の全部または一部について返済を受けた場合において、一定期間の貸付け、返済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付することを承諾するものとします。

第41条(勧誘拒否および勧誘拒否会員に対する勧誘再開)

- (1)会員は、個人情報の取扱いに関する同意条項の規定にかかわらず、勧誘中止の申し出ができるものとします。
- (2)前項(1)の申し出があった場合、当社は会員の希望する期間(希望する期間が確認できない場合は、少なくとも6ヶ月間)、カードキャッシングについて宣伝物・印刷物等の営業案内の利用を停止する措置をとります。

第42条(準用規定)

会員規約の第1条から第27条は、キャッシングサービスにおいても準用するものとします。

第43条(代金決済に関する特約)

- (1)会員のJCB加盟店でのカードショッピング、およびJCB経由のカードキャッシング利用による代金、手数料、利息等の債務は、当社およびJCBの都合により、JCBが本会員の預金口座からの口座振替等、JCBが別途定めた方法によりお支払いいただくことがあります。
- (2)前項(1)の場合、会員はJCBが当該債権の債権者であることを予め承諾するものとします。また、この場合、JCB加盟店より会員の購入した商品の所有権が、当社に代わり、JCBに留保されることを認めるものとします。

ご 相 談 窓 口

- (1)商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
- (2)本規約についてのお問い合わせ、ご相談並びに支払い停止のお申し出に関する書面(第34条(4))については下記の株式会社エヌシーおおだてにご連絡ください。

株式会社エヌシーおおだて

〒017-0044 秋田県大館市御成町3丁目5番56号

お客様相談室 電話番号 (0186)42-0834

営業時間:平日 9:00～17:30まで

土曜/日曜/祝日: 休業ホームページ:

<https://nc-card.com/>

メールアドレス: info@nc-card.com

包括信用購入あっせん業者 登録番号 東北(包)第 27 号
クレジットカード番号等取扱事業者 登録番号 東北(ク) 第9号
貸金業者登録番号 秋田県知事 第00724号
日本貸金業協会会員 第 001647 号

【当社が契約する貸金業務にかかる紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3丁目19-15

電話 (0570)051-0151

<電話リレーサービスに関する当社の対応について>

当社では以下のとおり、聴覚等に障がいのあるお客さまからの電話リレーサービスを介したお問合せに対応いたします。

○電話リレーサービスとは

電話リレーサービスとは、「一般財団法人日本財団電話リレーサービス」に所属する手話通訳者などが通訳オペレータとして仲介することで、聴覚等に障がいのある方と相手方との意思疎通を可能とするサービスです。

○電話リレーサービスのご利用方法

電話リレーサービスのご利用には、事前に利用者登録等が必要です。詳しくは「一般財団法人日本財団電話リレーサービス」のホームページをご覧ください。

○当社における電話リレーサービスでの対応業務

(1)緊急を要するお手続き(NC-JCBカードの紛失・盗難)

(2)事務手続方法のご案内等

(3)その他のお問合せ(ご意見・ご要望)

当社の電話リレーサービス対応ダイヤル

☎0186-42-0834 ※ご対応時間帯は上記「営業時間」に準じます。

【2026年8月1日改定】